施設を利用する皆様へのお知らせ

～新型コロナウイルスによる施設利用休止期間の延長について～

この度、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、弘前市が運営する公共施設の利用休止期間が延長されたことに伴い、本会が運営する施設についても同様に、下記のとおり利用休止期間を延長することと致しましたので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、すぱーく弘前ゲートボール場を除き、既に利用申し込みをされている方々につきましては、利用条件を付してご利用いただくことをご了承下さい。

記

１　会場利用休止する延長期間　　令和２年５月３１日（日）まで

２　対象施設　　社会福祉センター・ 身体障害者体育館・すぱーく弘前ゲートボール場

３　既に申し込みされている利用者様への利用条件（すぱーく弘前ゲートボール場以外）

(1) マスクの着用をお願いします。

(2) 施設に設置している消毒用アルコールによる手の消毒や手洗いをお願いします。

(3) 利用されるときは、ドアや窓を開けるなどして換気に努めて下さい。

(4) 密集、密接にならないように努めて下さい。

令和２年５月７日

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会